

徳島県告示第五百七号

平成十年徳島県告示第四百七十二号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年八月二十四日から施行する。

令和二年八月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表株式会社四国銀行の国府支店の項中「徳島市国府町」を「徳島市佐古八番町」に改める。